

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 2 年度
計画主体	山形県 朝日町

朝日町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 朝日町農林振興課
所在地 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1,115 番地
電話番号 0237-67-2114
FAX番号 0237-67-2117
メールアドレス nourin@town.asahi.yamagata.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル ハクビシン、ハシブトガラス、ハシボソガラス タヌキ、ノウサギ、サギ類、ウソ、ヒヨドリ、カワウ
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	山形県朝日町内

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和元年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値 (ha)	被害金額 (千円)
ツキノワグマ	果樹	1.26	2,266
	野菜	0.00	0
	飼料作物	0.00	0
ニホンジカ	野菜	0.00	0
	果樹	0.00	0
イノシシ	野菜	0.20	55
	水稲・いも類	1.53	1,700
ニホンザル	野菜	0.00	0
	果樹	0.00	0
ハクビシン	野菜	0.00	0
	果樹	0.00	0
ハシブトガラス、ハシボソガラス	果樹	0.00	0
タヌキ	野菜	0.00	0
	果樹	0.00	0
ノウサギ	果樹	0.00	0
サギ類	水稲	0.00	0
ウソ	果樹	0.00	0
ヒヨドリ	果樹	0.00	0
カワウ	魚類	0.00	0

(2) 被害の傾向

<p>ツキノワグマ</p> <ul style="list-style-type: none">・町の中山間部のほぼ全域で出没が確認されている。・近年では、集落付近での目撃も増加しており、人身被害が懸念される。・果樹地帯を中心に樹体及び果実への大きな被害があり、農業所得の減収につながるなど、農業経営に大きな影響を及ぼしている。
<p>イノシシ</p> <ul style="list-style-type: none">・近年では、中山間部だけでなく集落付近での出没が確認されており、人身被害が懸念される。・単体の目撃以上に、集団の目撃が増加しており、爆発的な個体数の増加の傾向にある。・農作物被害に加え、水田畦畔や果樹園地の掘起こしによる農地の被害が大きい。
<p>ニホンジカ</p> <ul style="list-style-type: none">・令和元年度より、集落近くの農地等で目撃が確認されている。被害は確認されていないが、今後、個体数の増加に伴い農林業被害が懸念される。
<p>ニホンザル</p> <ul style="list-style-type: none">・単体での目撃及び被害報告がある。・これまでは、自家用野菜の被害のみであったが、果樹を中心とした農作物被害や被害地域の拡大が懸念される。
<p>ハクビシン</p> <ul style="list-style-type: none">・町内全域に生息しており、自家用野菜や果樹の食害が報告されている。・集落内での目撃も多数あり、住宅への侵入も報告されている。
<p>ハシブトガラス・ハシボソガラス</p> <ul style="list-style-type: none">・町内全域に生息しており、特に果樹地帯においては、春から秋にかけて新芽や果実への被害がある。
<p>タヌキ</p> <ul style="list-style-type: none">・町内全域で出没が確認されており、自家用野菜の被害や住宅への侵入も報告されている。
<p>ノウサギ</p> <ul style="list-style-type: none">・中山間部の果樹地帯を中心に、降雪期に果樹の新芽の食害があり果樹の生育に影響を及ぼしている。
<p>サギ類</p> <ul style="list-style-type: none">・夏場に被害があり、稲を踏み倒すなど生育に影響を及ぼしている。

<p>ウソ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中山間部の果樹地帯において、果樹や桜の花芽の食害が見られる。
<p>ヒヨドリ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町内全域に広く生息しており、夏から秋にかけて果樹の食害がある。
<p>カワウ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最上川流域での目撃があり、5月末から6月にかけてのアユの稚魚の放流の時期に水産物被害の報告がある。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和元年度）		目標値（令和5年度）	
	被害面積(ha)	被害額(千円)	被害面積(ha)	被害額(千円)
ツキノワグマ	1.26	2,266	0.50	1,000
イノシシ	1.73	1,755	0.50	500
ニホンジカ	0.00	0	0.00	0
ニホンザル	0.00	0	0.00	0
ハクビシン	0.00	0	0.00	0
ハシブトガラス ハシボソガラス	0.00	0	0.00	0
タヌキ	0.00	0	0.00	0
ノウサギ	0.00	0	0.00	0
サギ類	0.00	0	0.00	0
ウソ	0.00	0	0.00	0
ヒヨドリ	0.00	0	0.00	0
カワウ	0.00	0	0.00	0

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣保護管理法、山形県ツキノワグマ管理計画に基づく有害鳥獣捕獲の実施。 ・ 有害鳥獣捕獲においては、銃器及び捕獲用檻やわなを使用した捕獲を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲体制については、鳥獣被害対策実施隊により行われてきたが、担い手不足が深刻化している。 ・ ハクビシン、イノシシの捕獲に関しては、件数の増加やパトロールの回数が多くなるため、人手不足が生じている。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人で爆音機や防鳥ネット等を設置し対応している。 ・ 電気柵設置に関する研修会の実施。 ・ 電気柵の設置の支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落ごと、地域ごとの集団的防除が必要とされるが、集約化し実践に結び付けることが難しい。 ・ 電気柵の普及と同時に、ワイヤーメッシュ柵等の侵入防止柵の整備など複合的な防止柵導入の検討が必要。

(5) 今後の取組方針

<p>これまでの対策は、有害捕獲での対応以外は個別に対応してきたため、効果的な対策ではなかったのが現状であり、より総合的かつ効果的な対策として、「自助・共助・公助」による鳥獣被害防止対策の推進体制を構築していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の第12次鳥獣保護管理事業計画、県特定鳥獣保護管理計画に基づき、関係機関と連携し、安全かつ効果的な捕獲と鳥獣の保護の調整に努める。 ・ 協議会主催による研修会・講習会を開催し、専門家による助言、指導を仰ぎ、有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりや農作物被害の軽減にむけた取組強化を図っていく。 ・ 現行の捕獲隊である猟友会の担い手不足を解消するため、狩猟免許取得者を増加させる方策を充実させていく。 ・ 侵入防止柵の設置拡大に向けた、普及啓蒙に努める。
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

各地区・団体及び朝日町鳥獣被害防止対策協議会などからの依頼に基づき、朝日町鳥獣被害対策実施隊が対象鳥獣の捕獲を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度～ 令和5年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン ハブトガラス・ハブソガラス タヌキ ノウサギ サギ類、ウ、ヒヨドリ カワウ	・ 捕獲檻、箱わな、くくりわな等の購入及び設置 ・ 狩猟免許取得補助 ・ 侵入防止柵の設置 ・ 集団的防除の推進

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

県第12次鳥獣保護管理事業計画の許可基準及び、県第二種特定鳥獣捕獲事務取扱要領、県鳥獣捕獲許可事務の取扱要領に基づき、関係機関と連携し安全かつ効果的による捕獲を実施する。

ツキノワグマ

平成29年～令和元年の平均捕獲頭数は20頭であった。近年は中山間地の果樹園はもとより、町中心部や通学路でも目撃され人身被害の恐れがあると危惧している。県ツキノワグマ管理計画に基づき、被害状況に応じて捕獲計画数を設定する。

イノシシ

近年、目撃が増加傾向にあり、農作物の被害が増加している。町中心部での目撃もあることから人身被害防止を図るため、捕獲強化等を考慮し、捕

獲計画数を設定する。

ニホンジカ

現在は被害はほとんどないが、発見次第有害捕獲を実施する。

ニホンザル

近年住宅街での目撃があり、今後頭数が増え、人身被害や農作物被害の増加が懸念されるため、行動域や生体の調査による生息数の推定を行いながら捕獲計画数を設定する。

ハシブトガラス、ハシボソガラス、ノウサギ

春先の果樹の新芽の食害が果樹の収穫に大きく影響することを踏まえ、捕獲計画数を設定する。

タヌキ、ハクビシン

住宅への侵入や農作物被害の現状を把握し、捕獲計画数を設定する。

サギ類、ウソ、ヒヨドリ、カワウ

農林水産物被害を増加させている現状を把握し、捕獲計画数を設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ツキノワグマ	県ツキノワグマ管理計画に基づく		
イノシシ	150 頭	200 頭	250 頭
ニホンジカ	20 頭	20 頭	20 頭
ニホンザル	10 頭	10 頭	10 頭
ハクビシン	30 匹	30 匹	30 匹
ハシブトガラス ハシボソガラス	50 羽	50 羽	50 羽
タヌキ	30 匹	30 匹	30 匹
ノウサギ	30 羽	30 羽	30 羽
サギ類	30 羽	30 羽	30 羽

ウソ	50羽	50羽	50羽
ヒヨドリ	50羽	50羽	50羽
カワウ	20羽	20羽	20羽

捕獲等の取組内容

・県第12次鳥獣保護管理事業計画の許可基準及び、県第二種特定鳥獣捕獲事務取扱要領、県鳥獣捕獲許可事務の取扱要領に基づき捕獲を実施し、捕獲の時期、場所の選定については被害状況、動向等から最も効果的な選択を行うものとする。また、錯誤捕獲のないように留意し、錯誤捕獲が起きた場合は、速やかに関係機関に連絡し対応を図る。

鳥獣名称	方法
ツキノワグマ	銃、箱わな
イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル	銃、わな
ハクビシ・タヌキ	銃、箱わな
ハブトガラス・ハシロソガラス	銃、箱わな、網
ノウサギ	銃、網
サギ類、ウツ、ヒヨドリ、カワウ	銃、網

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

- ・ツキノワグマとイノシシの捕獲活動等のため使用する。
 わなによる捕獲等が効果的でない場合。
 広範な地域での捕獲等の必要性がある場合。
 わな捕獲時のとめさしを行う場合。
 ツキノワグマの春季捕獲を行う場合。
- ・実施の時期、場所の選定については、安全性や被害状況、動向等を考慮し効果的な選択を行うものとする。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
山形県朝日町内	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、タヌキ、ハクビシン、サギ類、ウソ、ヒヨドリ、カワウ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ ニホンジカ	電気柵 1. 0 km	電気柵 1. 5 km	電気柵 2. 0 km
	ワイヤーメッシュ柵等の侵入防止柵の整備の検討		
ツキノワグマ	ワイヤーメッシュ柵等の侵入防止柵の整備の検討		

(2) その他被害防止に関する取組

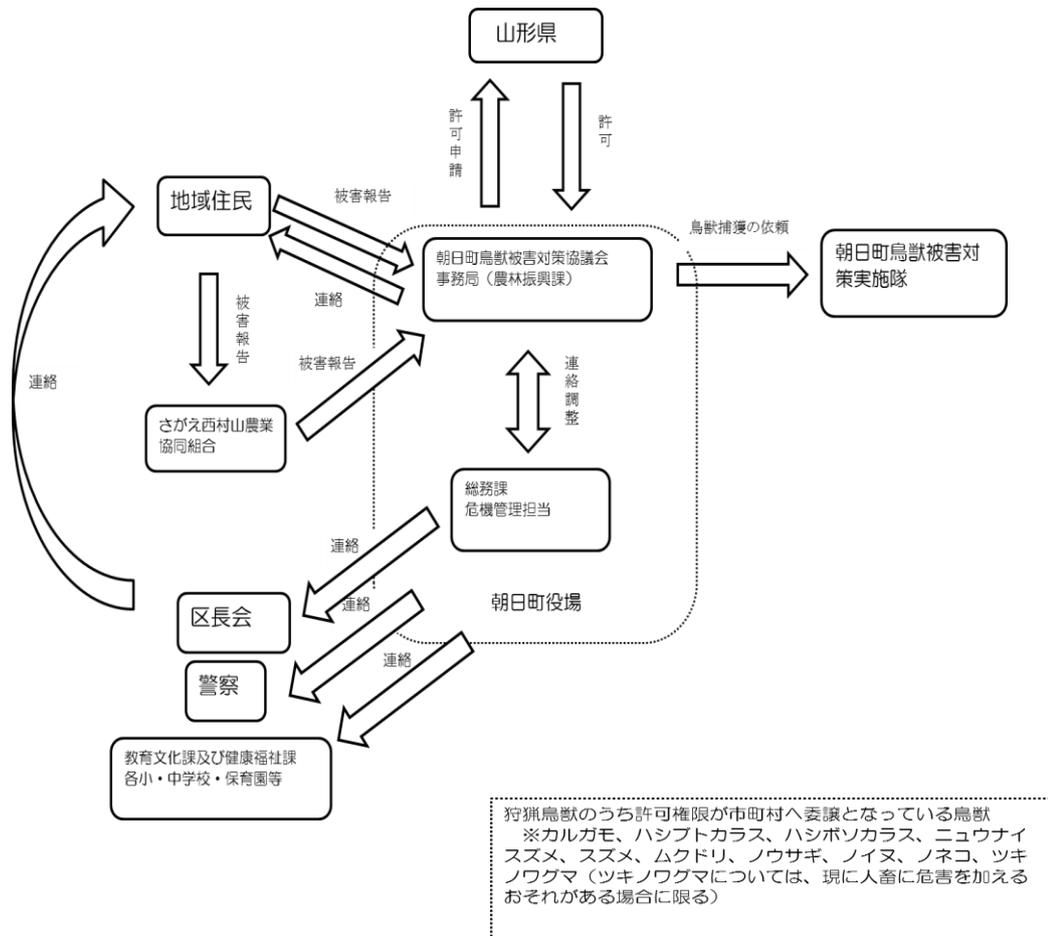
年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度 ～ 令和5年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン バブトガラス・ハシホトガラス タヌキ ノウサギ サギ類、ウソ、ヒヨドリ カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会、講習会を開催し、被害防止の技術向上を図る。 ・ 猟銃や追い払い用花火を用いた追い払い活動。 ・ 廃果や農作物残渣等の適切処理の指導。 ・ 侵入防止柵設置講習会の実施。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
朝日町	連絡調整及び住民への周知活動を行う。
朝日町区長会	住民への周知活動を行う。
朝日町鳥獣被害対策実施隊	周辺のパトロール、鳥獣捕獲を行う。

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲等をした現場での埋設、適切な処理施設での焼却、自家消費などの適切な処理を行う。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲等をした対象鳥獣に適した食品として自家消費での利用を図る。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	朝日町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
朝日町	統括・事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。
朝日町区長会	有害鳥獣関連情報の提供、住民への周知活動を行う。
朝日町農業委員会	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
県村山総合支庁 産業経済部農業振興課	被害防止の指導・支援を行い、有害鳥獣関連情報の提供を行う。
さがえ西村山農業協同組合	地域を巡回し、営農指導・有害鳥獣関連の情報提供を行う。
朝日町農業実行組合	地区及び集落の取りまとめ、有害鳥獣関連情報の提供を行う。
猟友会西村山支部朝日分会	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
鳥獣保護員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣の保護に関することを行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
なし	なし

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊については、平成27年度に設置。町長が指名した職員及び、任命した猟友会より推薦された捕獲員等で組織し、被害防止策の普及啓発及び捕獲の指示、追払いの指導等により、鳥獣被害対策の普及推進を図る。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止計画については、必要に応じて内容を見直し変更を行うものとする。